

(写)

柏市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

併せて、同条第10項の規定による監査の結果に関する報告に添える意見を公表します。

令和7年12月15日

柏市監査委員	高橋秀明
柏市監査委員	小栗一徳
柏市監査委員	林伸司
柏市監査委員	櫻田慎太郎

令和 7 年度

監査の結果に関する報告

定期監査

行政監査

柏市監査委員

1 監査を実施した監査委員名

高 橋 秀 明

小 粟 一 徳

林 伸 司

櫻 田 慎 太 郎

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査

3 監査の対象

(1) 1次実施分

ア 監査の対象とした部局

- (ア) 市民生活部
- (イ) 福祉部
- (ウ) 環境部
- (エ) 経済産業部
- (オ) 上下水道局
- (カ) 消防局
- (キ) 議会事務局
- (ク) 選挙管理委員会事務局
- (ケ) 監査事務局
- (コ) 農業委員会事務局
- (サ) 教育委員会教育総務部
- (シ) 教育委員会生涯学習部
- (ス) 教育委員会学校教育部

イ 監査の対象とした期間

令和7年度分で令和7年8月31日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については令和6年度以前分を含む。）

(2) 2次実施分

ア 監査の対象とした部局

- (ア) 危機管理部
- (イ) 総務部
- (ウ) 企画部
- (エ) 財政部
- (オ) 広報部
- (カ) 健康医療部
- (キ) こども部
- (ク) 都市部
- (ケ) 土木部
- (コ) 会計課

イ 監査の対象とした期間

令和7年度分で令和7年9月30日までに執行された事務事業（必要と認めた部分については令和6年度以前分を含む。）

4 重点監査項目及び着眼点

(1) 重点監査項目

ア 適正な事務の執行状況の確認

各部署が実施する財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行全般について、合規性や正確性を中心に、経済性、効率性、有効性にも着目し、財務監査に加えて行政監査の要素も加えた監査を実施する。

また、実効性及び網羅性を持たせるため、必要に応じて令和6年度以前の事務も監査対象とする。

イ 個人情報流出・漏えい事故の発生状況等の確認

令和6年度の定期監査において、個人情報を含む文書の誤送付が数多くの部署で発生し、中には複数回誤送付が発生している部署が複数存在することを確認した。

令和6年11月29日付け柏危管第73号の1「個人情報取扱事務に関する作業品質の確保及び個人情報漏えい時の対

応について（通知）」に基づき、各部署において事務マニュアルが整備されたが、事務マニュアルの整備後に個人情報流出・漏えい事故が発生した案件に関しては、特に発生状況や再発防止策等について確認する。

ウ 土地の賃貸借に係る事務の確認

土地の賃貸借に係る事務を規則等に基づき、適正に行って いるかを確認する。

エ 債務負担行為を設定した事業に係る事務の確認

令和 6 年度の当初予算及び補正予算で債務負担行為を新たに設定した事業に係る契約事務等を適正に行っているかを確 認する。

オ 各債権に係る事務の確認

令和 6 年度の定期監査において、債権については、発生初期段階において迅速な対応を取ることが不可欠であることや、滞納者それぞれの状況に応じたメリハリのある債権管理を検討されたいとの意見を添えた。そのことを踏まえ、各債権について、徴収事務、滞納整理事務を適正に行っているか、必 要な手続を行っているか等を確認する。

(2) 着眼点

柏市監査基準第 13 条第 4 項第 3 号による、柏市監査等実施要領 4 (2)別項に定める監査等の着眼点のうち、「第 1 節 財務事務監査の着眼点」、「第 2 節 経営に係る事業管理監査の着眼点」及び「第 3 節 行政監査の着眼点」を用いた。

また、これまで実施した監査等における指摘や意見等について、各部局でどのような対応を行い、また問題点があった場合はその改善が図られているかを確認した。

5 監査の主な実施内容

(1) 監査資料

ア 職員の配置状況調
イ 主な事業の状況調

- ウ 債権に関する状況調
- エ 予算執行状況調（歳入）
- オ 予算執行状況調（歳出）
- カ 委託事務・事業契約状況調（担当課扱い）
- キ 委託事務・事業契約状況調（担当課扱い）付表
- ク 工事請負契約状況調（担当課扱い）
- ケ 工事請負契約状況調（担当課扱い）付表
- コ 現金等の取扱い状況調

（2）簿冊及び電子決裁文書の調査

監査の対象部署から、土地貸付、契約、会計年度任用職員及び切手等管理の関係簿冊等を提出させるとともに公文書管理システム等を閲覧し、また必要に応じて担当職員への聞き取りを含めて調査を実施した。

（3）現地調査

現金等の取扱いがある部署に赴き、公金及び準公金等の管理状況等について調査を実施した。加えて、市内小中学校及び市立柏高等学校に赴き、公金、準公金及び理科室の薬品等の管理状況等について調査を実施した。

6 監査の期間及び質疑日・質疑実施場所

（1）期間

令和7年8月1日から令和7年11月27日まで

（2）質疑日・質疑実施場所

ア 1次実施分

令和7年10月10日、同月14日、同月15日
柏市役所本庁舎第5・6委員会室

イ 2次実施分

令和7年11月7日、同月10日
柏市役所本庁舎第5・6委員会室

7 監査の結果

監査は、柏市監査基準に準拠し実施した。その結果、特に次の事項については、柏市監査等の結果等取扱要領に定める結果の判断基準により指摘事項又は注意事項に該当するものと決定した。

全ての部署において、関係法令等を遵守した財務及びその他の事務を執行しているか、今一度確認され適正な事務の執行に努められたい。

【指摘事項】

本監査における指摘事項は以下のとおりである。

(1) 法令等に重大な違反があるもの（柏市財務規則別表第2（第3条），財務会計の手引P85, 88, 契約事務の手引きP31, 64）

本件は、契約事務において専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）の決裁を受けずに事務を進めていた事案である。

ア 福祉部障害福祉課では、令和7年5月14日までに施行伺を起票した金額が100万円を超える委託契約の施行伺及び見積り合わせ結果報告を、決裁権者である部長までではなく課長までの決裁で事務を進めていた。

イ 経済産業部農政課では、令和7年5月14日までに施行伺を起票した金額が100万円を超える委託契約の見積り合わせ結果報告を、決裁権者である部長までではなく課長までの決裁で事務を進めていた。なお、令和5年度及び令和6年度も決裁権者の決裁を受けずに契約しており、改善の努力を怠っていると言わざるを得ない。

決裁とは、担当職員が決定権限のある上司に伺いを立てるため起案し、関係者の決裁ラインを経て決裁を得ることで意思決定を行う重要な手続であり、行政組織の意思決定システムの基本である。また、柏市事務決裁規程第1条の目的に記載のとお

り、決裁は事務処理に対する責任の所在を明確にするための行為でもある。

今回確認した誤りは、いずれも柏市財務規則等の確認不足や誤認に起因するものであり、悪意は認められないが、決裁権者の必要な決裁を失念するということは、決裁の持つ意義や目的を軽んじているということにほかならない。

一方、本指摘事項の件数は、前年度の16件から今年度は2件に減少しており、各部署が規則等の確認やチェック体制の強化に努めてきた成果であり、全序的な改善の進展があるものと評価できる。

ただし、経済産業部農政課では3年連続で同様の誤りが生じていることから、改善が不十分であり、重大な問題として捉える必要がある。この教訓を生かすために前年度の指摘内容である、指摘された事務処理の誤りについて当該書類等に内容を明記し、次年度の事務処理担当者が当該書類等を参照した際に指摘された事項が明確に分かるようにしておく等の対策を徹底するとともに、決裁手続の要点を整理した事務処理マニュアルの整備など組織的に誤りを防ぐ仕組みの構築を強く求める。

以上を踏まえ、全序的な改善の流れを確実なものとし、適正な事務処理を継続的に維持する体制の整備に向け、不断の取組を求める。

全部署

福祉部障害福祉課

経済産業部農政課

(2) 公金の支出に適正を欠くもの（会計年度任用職員服務の手引P10, 36, 40, 45, 46）

本件は、会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び通勤費の支給誤りが生じていたことに本監査で発見されるまで気付かなかった事案である。

ア 危機管理部防災安全課では、会計年度任用職員の7月の通勤費について、支給対象外となる特別休暇も実出勤日数に含

めて計算し、過大に支給していた。

イ 市民生活部市民活動支援課南部近隣センターでは、会計年度任用職員の4月の報酬について、出勤簿に出勤時の確認印が押されていなかったため、実出勤日数が13日のところ12日分しか支給していなかった。

ウ 市民生活部沼南支所では、月途中で交通手段がバス及び電車から自家用車に変わった会計年度任用職員の通勤費について、自家用車の使用距離に応じた支給日額を誤って倍額で計算し、過大に支給していた。

エ こども部こども相談センターでは、会計年度任用職員の時間外勤務に対する5月及び7月の割増報酬について、1日の勤務時間が7時間45分を超えた時間については割増率1.25の割増報酬を支給するところ、7時間45分の所定勤務時間に時間単位の年次有給休暇の取得分を含めていなかったため、その分の割増報酬を、過少に支給していた。

オ こども部保育運営課では、会計年度任用職員の7月の報酬について、出勤簿に押印する出勤時の確認印が不明瞭であったため、実出勤日数が15日のところ14日と誤認し、過少に支給していた。

カ 環境部環境政策課では、交通機関を2路線利用している会計年度任用職員の4月から6月までの通勤費について、本来であれば路線ごとにIC利用料金（日額）と定期券（月額）の比較を行い、それぞれ安価な額を支給すべきところ、手計算による確認を行わず、会計年度任用職員システムで自動計算された2路線の合計額により比較を行っていた結果、過大に支給していた。

キ 都市部住宅政策課では、辞令・勤務条件通知書で月の勤務日数を定めている会計年度任用職員の勤勉手当について、支給対象の基準である「基準日の時点で週当たり15時間30分以上の勤務時間」の計算方法を誤認し、支給対象外の勤勉手当を支給していた。

ク 土木部道路保全課では、会計年度任用職員2名分の8月の

通勤費について、夏季休暇の取得に関する会計年度任用職員システムの誤入力により、通勤日数が実出勤日数より少なく計算された結果、過少に支給していた。

ヶ 教育委員会教育総務部教育政策課では、辞令・勤務条件通知書で月の勤務日数を定めている会計年度任用職員の勤勉手当について、支給対象の基準である「基準日の時点で週当たり 15 時間 30 分以上の勤務時間」の計算方法を誤認し、支給対象外の勤勉手当を支給していた。

コ 教育委員会生涯学習部アフタースクール課では、通勤におけるバス利用に関し、会計年度任用職員服務の手引に支給対象として記載のある「原則としてバスの利用距離が片道 2 km 以上の場合」に該当していない会計年度任用職員の通勤費について、バスの利用距離は片道 2 キロメートル未満だが、勤務地最寄りのバス停留所から勤務地までの徒歩分も含めて片道 2 キロメートル以上となる場合も支給対象になると誤認し、支給していた。

今回確認した事案の多くは、令和 6 年度の定期監査においても指摘事項としていた会計年度任用職員の報酬及び通勤費の支給誤りに関する事案であった。これらは、過去数年にわたり繰り返し指摘しているものであり、前年度の指摘内容でもある、担当職員の会計年度任用職員に関する制度の認識不足や、決裁ラインでの確認の徹底が改善されないことは、甚だ遺憾である。

しかしながら、この状況は、以前から指摘しているアナログ的な勤怠管理の限界を示すものであるとも考えられる。会計年度任用職員関係事務を統括する総務部人事課を始め、上下水道局総務課及び教育委員会教育総務部教育総務課並びに報酬等の支給事務を担当する総務部人事課給与厚生室においては、企画部 DX 推進課と連携して勤怠管理システムの一部導入を進めていることは、デジタル技術の利活用の推進として評価できる。今後、成果の検証を行い、全庁的に誤りの発生防止及び確認作業の省力化を進めるために、勤怠管理システムの全面導入を図

られたい。

一方で、予算や技術的な制約からシステム化が困難な事務や、通勤経路及び通勤費の定期的な確認等、人的作業によらざるを得ない一部の事務については、手引の見直し、例外処理の明文化及び研修の実施等を通じて、各部署において会計年度任用職員制度の理解が容易に図られるよう取り組むことも引き続き重要であるので努められたい。

危機管理部防災安全課

総務部人事課、同人事課給与厚生室

企画部DX推進課

市民生活部市民活動支援課南部近隣センター、同沼南支所
こども部こども相談センター、同保育運営課

環境部環境政策課

都市部住宅政策課

土木部道路保全課

上下水道局総務課

教育委員会教育総務部教育総務課、同教育政策課

教育委員会生涯学習部アフタースクール課

【注意事項】

注意事項は、指摘事項とするには至らないが、事務の執行における基本的な事項として、妥当性に欠け改善を要するもの及び軽易な又は定型的な誤りで速やかに改善が可能と判断したもの（監査執行までに改善されたものを含む）である。

本監査における注意事項は以下のとおりである。

(1) 契約関係事務の不適切な処理について

ア 工事、委託等に関わる契約行為（＝支出負担行為）が行われていたにもかかわらず、支出負担行為伺票の起票が遅れたり、漏れていたもの（柏市財務規則別表第3（第63条））

危機管理部防災安全課

財政部収納課

市民生活部市民活動支援課布施近隣センター，同スポーツ課，同市民課柏駅前行政サービスセンター

健康医療部高齢者支援課，同地域医療推進課，同総務企画課，同衛生検査課

こども部こども相談センター

環境部清掃施設課

都市部公園緑地課

教育委員会教育総務部教育施設課，同学校財務課

教育委員会生涯学習部アフタースクール課

教育委員会学校教育部教職員課，同市立柏高等学校

イ 見積り合わせで徴取した見積書に代表者の記名又は代表者印の押印がなかったもの（柏市随意契約見積心得第5条，第10条）

広報部広報広聴課

市民生活部市民活動支援課南部近隣センター

健康医療部高齢者支援課

福祉部生活支援課

土木部道路保全課

教育委員会学校教育部教育研究所

ウ 見積り合わせで徴取した見積書の代表者の記名が氏だけの記載だったもの（柏市随意契約見積心得第5条，第10条）

市民生活部市民活動支援課

エ 決裁権者の決裁よりも前に協定を締結していたもの

市民生活部市民課

オ 会計年度の初日（4月1日）を契約締結日とする案件ではないにもかかわらず，令和6年度中に見積り合わせ結果報告に関する決裁まで行っていたもの（地方自治法第208条）

健康医療部健康増進課

カ 担当課案件の長期継続契約に係る施行伺について，必要となる財政部契約課の合議を欠いたもの（財務会計の手引きP92，長期継続契約の手引P9）

健康医療部保険年金課

キ 委託契約の金額が100万円以上の担当課契約に係る令和7年5月14日以前に起票した施行伺について、必要となる財政部財政課の合議を欠いたもの（財務会計の手引きP85, 88）

福祉部障害福祉課

ク 見積り合わせで徵取した見積書の日付が未記入だったもの
こども部保育運営課

ケ 緊急時の発注手続きにおける設計額が100万円を超える委託契約に係る施行伺について、必要となる財政部契約課の合議を欠いたもの（財務会計の手引きP94）

都市部公園緑地課

コ 契約金額が50万円を超える委託契約について、契約書の作成が必要であるにもかかわらず省略していたもの（地方自治法234条、柏市財務規則第144条、財務会計の手引P91）

土木部道路整備課

サ 数葉をもって1通とする契約書への割印が適切に行われていなかつたもの（柏市財務規則第314条、文書事務ハンドブック契約文書編第3章21）

土木部道路整備課

(2) 会計年度任用職員関係事務の不適切な処理について

ア バスの運賃改定に伴う通勤費変更依頼書又は鉄道の回数乗車券販売終了に伴う通勤届が会計年度任用職員から提出されなかつたことにより、通勤費を過少に支給していたもの

健康医療部保険年金課国民年金室

福祉部福祉政策課

こども部こども相談センター

イ 辞令・勤務条件通知書の年次有給休暇の付与日数の記載が誤っていたもの（柏市会計年度任用職員勤務時間等規則第12条、会計年度任用職員服務の手引P15～18）

こども部子育て支援課

教育委員会学校教育部指導課

ウ 日によって自宅又は自宅以外から通勤している会計年度任用職員の通勤費について、それぞれの通勤経路が記載された通勤届に基づき実費を支給しており、主たる経路のみを認定する決まりに反していたもの

市民生活部市民課柏駅前行政サービスセンター

エ 時間外勤務を命じたことで1日の勤務時間が8時間を超えたが、業務の都合上、規定の休憩時間を与えられなかつたもの（労働基準法第34条、柏市職員勤務時間条例第3条、柏市会計年度任用職員勤務時間等規則第6条、柏市上下水道局職員就業規則第2条、会計年度任用職員服務の手引P9）

上下水道局総務課

(3) 公印使用に関する不適切な処理について

ア 公印使用検印と契約書の日付が一致していなかつたもの

（地方自治法第234条、柏市公印規程第8条、文書事務ハンドブック契約文書編第3章15）

健康医療部衛生検査課

環境部環境サービス課

消防局警防課

選挙管理委員会事務局

各公印の管理者

イ 見積り合わせ結果報告に関する起案用紙ではなく、施行伺に関する起案用紙に公印使用検印を受けていたもの（柏市公印規程第8条）

財政部収納課

土木部道路整備課

教育委員会教育総務部教育施設課

各公印の管理者

ウ 公印使用検印が漏れていたもの（柏市公印規程第8条）

こども部保育運営課

土木部道路整備課

各公印の管理者

エ 公印使用検印と協定書の日付が一致していなかったもの

(柏市公印規程第8条)

市民生活部市民課

公印の管理者

オ 市長印の使用区分（一般印又は専用印）が誤っていたもの

(柏市公印規程第10条, 文書事務ハンドブック公印の管理編第2章第1節1)

健康医療部地域包括支援課

公印の管理者

カ 見積り合わせ結果報告に関する起案用紙ではなく、紙決裁をしていない見積り合わせ結果報告に公印使用検印を受けていたもの (柏市公印規程第8条)

環境部廃棄物政策課

公印の管理者

キ 見積り合わせ結果報告に関する起案用紙に加えて、施行団に関する起案用紙にも公印使用検印を受けており、また施行団に関する起案用紙に押印された公印使用検印の日付が公印使用日と異なっていたもの (柏市公印規程第8条)

土木部道路整備課

公印の管理者

なお、事務処理上改善すべき軽易な事項等については、監査実施中に口頭により注意、指導を行ったところであるが、他の事務事業はおおむね適正に執行されているものと認めた。

令和 7 年度

監査の結果に関する報告に添える意見

定期監査

行政監査

柏市監査委員

1 意見を添える監査委員名

高 橋 秀 明
小 粟 一 徳
林 伸 司
櫻 田 慎 太 郎

2 意見の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による事務の執行に係る行政監査を実施した結果、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告に、意見を添える必要があると認めたことから、同条第10項の規定により提出するものである。

3 意見の内容

(1) 契約事務の適正化について

本件は、契約事務の適正化について意見を付すものである。

本監査において、競争入札に付したが不調となり、再度の入札に付す時間的余裕がないため随意契約となっている事案が複数あった。

特に、工事請負契約においては、近年の技術者不足や資材価格の高騰、工事発注時期の集中により業者が受注困難となっていることが入札不調が増加している要因の一つと考えられるが、この点については、施工時期の平準化の促進に向けた取組として国土交通省が示したゼロ債務負担行為（※）の設定を、市においても継続して取り組んでいるとのことであり、今後の入札不調の減少が期待される。

しかし、入札不調は、工事以外の契約においても多数発生しているため、業務の開始時期が迫っていることによる随意契約を行う案件を極力減らせるように、再度の入札手続を行えるような余裕を持ったスケジュール設定についても検討されたい。

本来、地方公共団体が締結する契約は競争入札が原則であり、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規

定に該当する場合に限り行うことができる例外的な契約方法であることを改めて認識し、随意契約を行わざるを得ない場合は、その公正性及び透明性を確保し、随意契約を行う理由を明確に市民へ説明できるよう努められたい。

また、担当部署扱いの随意契約調書の中で工事請負契約や設計、測量委託等複数の契約において変更契約が見受けられた。契約締結後に不測の工事や調査が発生する場合は適切に変更契約を行う必要があるが、事前調査や仕様書の精査を行い、できる限り当初契約に盛り込むことが望ましい。やむを得ず変更契約を行う場合には、契約の公正性及び透明性を確保するため、変更理由を明確にする等、十分な説明責任を果たされたい。

※ゼロ債務負担行為…新年度予算で行う工事に、債務負担行為を設定し現年度中に入札、契約締結を行うことで新年度当初の施工を可能にするもの。債務負担行為を設定する年度には前金等の支出は無く（ゼロ）、翌年度以降の支出となることから、ゼロ債務負担行為と呼ばれる。

全部署

財政部契約課

(2) 個人情報漏えい事案の削減に向けた取組について

本件は、個人情報漏えい事案の削減に向けた取組について意見を付すものである。

本市においては、近年、市民の個人情報の誤発送を始めとする情報漏えい事案が複数発生しており、市民の市政に対する信頼性を損なう重大な問題となっている。その中でも、前年度に複数の個人情報漏えい事案が確認された部署において、今年度も2か月連続で同様の事案が発生している事実は、個人情報漏えい抑制に向けた取組の一層の強化が急務であることを示している。

こうした状況を踏まえ、市として再発防止に向けた明確な姿勢が求められる中、個人情報の漏えい防止に関する取組強化の一環として事務ミス、特に個人情報の漏えい事案について、全

庁の知見を持ち寄って再発防止策を検討するため、今年6月から危機管理部危機管理政策課を中心に事案発生部署を含む関係部署で再発防止チームを組織し、再発防止策の検討及び職場環境改善の提案など改善策の構築に努めている。また、危機事象の集計・分析結果を用いた庁内への啓発、個人情報漏えい対策について動画やクイズ形式を用いた分かりやすい研修の実施など全庁掲示板を活用した情報共有や注意喚起の発信などを通して、組織的・継続的な取組が進められている点は評価できる。

一方で、事案が発生した部署からは、職場環境の改善のみでは決定的な解決には至らず、事務量に対する人員体制の不足が事案発生の一因となっているとの意見もある。再発防止策の実効性を確保するためには、事案が発生した部署において、事務ミスを発生させないよう職員一人一人が個人情報の取扱いに関する意識を高めるとともに、職場環境の改善を図ることが重要であることに加えて、個々の業務内容を再点検し、DXの手法等を活用した業務改善の取組を通して業務量とそれに必要な人員数の見極めを行った上で、必要な人員体制整備について総務部人事課などの人事主管部署と適宜連携していくことが不可欠である。

なお、抜本的な業務改善を本気で推進していくのであれば、日常業務の片手間で改善を目指しても効果は上がらない。業務改善の意欲を持った職員と業務内容を熟知した職員がタッグを組み、目指す目標を見定め、期限を切って取り組んでいく必要がある。そのためには、再発防止チームを担う内部管理部門の充実と、業務改善対象部局内における人員の弹力的な運用等を併せて行うなど、一定の期間、効果的な体制の構築が求められる。また、こうした体制による業務改善の推進の中で、事務ミス等の原因が恒常的な配置人員不足によるものと認められたケースにおいては、業務や体制の効率化等も踏まえた必要な人員措置を行うべきである。

よって、各部署における業務改善や効率的・効果的な業務運営の推進のためには、個別の事案発生部署に限らず、市役所全

体としても人員確保は特に大きな課題であると認識している。人事課においては、職員採用活動の強化を含め、必要な人員の確保と適正配置に引き続き取り組むことを求める。

次に、学校現場における複数の個人情報漏えい事案が確認されている問題である。これらの事案については、学校教育部教職員課や教育委員会における個人情報保護の主管部署である教育総務部教育総務課が対処しているところであるが、危機管理政策課においても、教育委員会と連携しながら、学校現場における実効性のある再発防止策の検討及び実践に関して、必要な支援や助言を継続するよう努められたい。

なお、学校現場においては千葉県教育委員会の動向に左右されるところもあるうかと思われるが、柏市内の公立学校で発生した個人情報の漏えい事案について、保護者を始めとした市民がどう感じるかを十分考え合わせた上で、市教育委員会としても有効な対策を講じていく必要がある。

危機事象においては、柏市危機管理基本計画に「全庁が一体となって危機の発生抑制と、危機が発生しても最小限の影響に留める環境を構築していく」と定められている。このことを踏まえ、市及び市教育委員会としては、個人情報を取り扱う業務の重要性を改めて認識し、市役所全体で危機意識の共有と再発防止策の徹底を図ることが求められる。一度失ってしまった市民の信頼性を回復することは容易ではないことを肝に銘じて、今後も引き続き効果的な取組を進められたい。

全部署

危機管理部危機管理政策課

総務部行政課、同人事課

企画部DX推進課

教育委員会教育総務部教育総務課

教育委員会学校教育部教職員課

(3) 歳入の確保について

本件は、歳入の確保について意見を付すものである。

市では高齢化の進行に伴う扶助費などの社会保障関係費の増加が今後も見込まれるほか、公共施設の更新時期に伴い投資的経費が増加する見通しとなっており、持続可能な財政運営のためには、歳入の確保が重要となる。

その中で、自主財源の確保並びに公平な税負担及び受益者負担の確保という観点から、債権の管理・回収は特に重要である。

健康医療部保険年金課では、令和6年度から金融機関への預貯金照会のオンライン化や自動架電システムによる徴収催告の導入などの新たな収納対策を講じており、今年度からは財政部収納課でも、市税の現年度滞納者に対して自動音声電話による催告を開始したところである。

しかしながら、令和6年度の決算の状況を見ると、一般会計及び特別会計の歳入の調定額合計 262,036,363,937円に対して、時効が完成した債権や徴収権が消滅した債権の額、債務者の破産などにより回収不能と判断して債権を放棄した額などを計上した不納欠損額の合計は 478,125,553円となっており、多額の不納欠損額が発生している状況である。

本監査で確認したところ、例えば収納課では職員一人当たりの受持ち案件が担当によっては2,500件を超えており、全ての案件に対して等しくきめこまやかに対処することは難しく、時効が完成してしまう案件が生じているということであった。また、ほかの債権を保有する部署でも、債権回収に関する担当者が少なく、回収を進めるための体制が不十分であるといった課題が確認された。

収納課では前述のように自動音声電話による催告など新たな取組を開始しているところではあるが、収納対策は全庁的な取組として、より推進していく必要があると考える。

企画部DX推進課では今年度から、高度なDXスキルと最先端の技術や手法を駆使し、内外部の人材や組織と協働しながら市全体を対象とし最適な解決策を提案・実行することで、市の

DX推進の中心的な役割を担うDXスペシャリスト人材を登用しており、DXスペシャリスト人材が携わった健康医療・福祉・税務部署等でのRPA（※）の導入により、令和7年9月末時点で約1,270時間の業務時間を削減するなど、成果も出ているとのことであった。

DX推進課及び債権を保有する部署においては、今後もデジタルツールの利活用により業務効率化を図るとともに、DXスペシャリストを中心にデジタル技術を踏まえた業務プロセスの見直しや業務改善に関しても取り組み、債権回収に係る業務が適切に実施できる体制を構築して、収納率の向上を図られたい。

なお、柏市第六次総合計画によると、2035年に市の人口はピークを迎えるとともに、生産年齢人口の割合は低下するとされており、現行の市の税収構造が個人市民税など個人に依存するものとなっていることから、今後人口減少局面を迎えた際には、税収が減少に転じることが懸念されている。また市外で就労する人がもたらす収入への依存度が高く、市内で就労する人が少ない状況であることも指摘されている。

そのことを踏まえると、雇用の拡大や地域産業の振興だけでなく個人市民税に代わる税収の確保にもつながる企業誘致は、今後も一定の歳入を確保するための重要な取組の一つであると考える。

本監査で確認したところ、企業誘致については大規模な誘致に対応できる工業用途の土地が少ないことが課題とされている。この課題解決に向け担当部署である経済産業部産業政策・スタートアップ推進課では、庁内関係部署と連携し産業用地の確保に向けた取組や手法の検討を行っている。今般、事業者からの提案を受け、都市部都市計画課において、柏北部中央・こんぶくろ池中央地区の用途地域の変更手続を進めているとのことであった。

今後も庁内関係部署が連携して、戦略的な企業誘致に取り組まれたい。

※ R P A … ロボティック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation）の略称。人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

債権を保有する全部署

企画部 DX 推進課

経済産業部産業政策・スタートアップ推進課

都市部都市計画課